

管理番号：

重要事項説明書

(医療保険)

利用者：_____様

訪問看護ステーション ティスマイト

訪問看護重要事項説明書

株式会社アイ・シビルが運営する訪問看護ステーションティスマイト（以下「事業者」という。）は契約者に対して指定訪問看護サービスを提供します。事業者の概要や提供するサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 当事業者の概要

事業者名称	株式会社 アイ・シビル
代表者氏名	高垣 陽一
本社所在地	大阪吹田市江坂町一丁目6番6号江坂シビル館
電話番号	06-6338-3883
法人設立年月日	平成14年10月

2 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ティスマイト
所在地	大阪府大阪市東成区神路一丁目6番18号 濱上ビル601
連絡先	06-6974-1110
管理者名	松谷 ゆか
サービス種類	訪問看護
医療機関コード	15-90294
サービス提供地域	箕面市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、大阪市、東大阪市、八尾市、堺市、松原市、泉大津市、高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00 ~ 午後6:00
土曜日	午前9:00 ~ 午後6:00
定休日	日曜、祝日、12月29日~1月3日

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師	14名	1名	15名
准看護師	准看護師	2名	名	2名
作業療法士	作業療法士	1名	名	1名

3 当事業者の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

【事業者の窓口】訪問看護ステーション ティスマイト

所在地 大阪市東成区神路一丁目6番18号 濱上ビル601

電話番号 06-6974-1110 ファックス番号 06-6974-1122

受付時間 9:00～18:00

担当者 松谷 ゆか

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については当事業所の他、下記の窓口や、各市区町村や最寄の保健所などでも受付けております。

【公的団体の窓口】大阪府国民健康保険団体連合会

所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8

電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417

受付時間 9:00～17:00

4 事業の目的・運営方針

(1) 目的

ご利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

5 サービスの内容

(1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ①病状・全身状態の観察
- ②食事及び排泄等日常生活の世話
- ③褥瘡の予防
- ④ターミナルケア（死後の処置を含む）
- ⑤精神障がい者の看護
- ⑥認知症の看護
- ⑦服薬の管理・指導
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置
- ⑪リハビリテーションの実施

(2) 事業者は、利用者の希望する日程によりサービスを提供する。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、その旨をお申し出ください。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、その旨の申し出を行います。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・利用者が医療施設や介護保険施設に入院又は入所した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、事前の申し出の期間なしに、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座に契約を終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・訪問看護のサービス利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

7 利用者負担金

(1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で別紙のとおりです。

(2) 医療保険外のサービスについては、全額自己負担となります。

(3) 死後の処置料は20,000円となります。

(4) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、現金にてお支払いいただきます。

8 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事務所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ①事務所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②事務所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③事務所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあつては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は賠償責任保険に加入しております。

10 非常災害時の対応

訪問実施地域または訪問スタッフの居住地域において、サービスを提供できない何らかの災害が発生した場合、連絡の手段が確保されている場合を除いては、予告なく急遽サービスの実施を中止させて頂く場合があります。

その場合は、連絡手段が確保でき次第連絡致します。ご了承ください。

11 秘密の保持

当事業者が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

12 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ②虐待防止のための指針を整備します。
 - ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ④研修を適切に実施するための担当者を設置します。

虐待防止に関する責任者 管理者 松谷 ゆか

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 身体的拘束について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び理由を記録します。

14 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 訪問看護医療 DX 情報の活用について

事業所において、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて、利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供するよう努めます。

16 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

【事業者】

住 所：大阪府吹田市江坂町一丁目 6 番 6 号江坂シビル館

事業者名：株式会社 アイ・シビル

代表者名：代表取締役 高垣 陽一

【事業所】

住 所：大阪市東成区神路一丁目 6 番 18 号 濱上ビル 601

事業所名：訪問看護ステーション ティスマイト

印

(医療機関コード：15-90294)

管 理 者： 松谷 ゆか

説 明 者： _____ 印

重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<代理人> (続柄 _____)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行理由：

訪問看護ステーション料金表
(医療保険)

基本料金(正看護師)

訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日目まで (1 日 1 回につき) 週 4 日目以降 (1 日 1 回につき)	5,550 円 6,550 円
訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	月 1 回 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門 ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師によ る場合	12,850 円
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) 同一建物	○同一日に 2 人 週 3 日目まで 週 4 日目以降 ○同一日に 3 人以上 週 3 日目まで 週 4 日目以降	5,550 円 6,550 円 2,780 円 3,280 円
訪問看護基本療養費 (Ⅲ) 入院外泊	入院中 1 回を限度 別に厚生労働大臣が定める疾病等の場合は、入院中 2 回	8,500 円
精神科訪問看護基本療養 費 (Ⅰ)	週 3 日目まで 30 分以上の場合 週 3 日目まで 30 分未満の場合 週 4 日目以降 30 分以上の場合 週 4 日目以降 30 分未満の場合	5,550 円 4,250 円 6,550 円 5,100 円
精神科訪問看護基本療養 費 (Ⅲ) 同一建物	○同一日に 2 人 週 3 日目まで 30 分以上の場合 週 3 日目まで 30 分未満の場合 週 4 日目以降 30 分以上の場合 週 4 日目以降 30 分未満の場合 ○同一日に 3 人以上 週 3 日目まで 30 分以上の場合 週 3 日目まで 30 分未満の場合 週 4 日目以降 30 分以上の場合 週 4 日目以降 30 分未満の場合	5,550 円 4,250 円 6,550 円 5,100 円 2,780 円 2,130 円 3,280 円 2,550 円
精神科訪問看護基本療養 費 (Ⅳ) 入院外泊	入院中 1 回を限度 別に厚生労働大臣が定める疾病等である場合は、入院中 2 回	8,500 円

訪問看護管理療養費	○月の初日 機能強化型訪問看護管理療養費 1～3 以外	7,670 円
	○2 日目以降 訪問看護管理療養費 1	3,000 円
	※別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 訪問看護管理療養費 2	2,500 円
	※別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合	

基本料金（准看護師）

訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日目まで (1 日 1 回につき) 週 4 日目以降 (1 日 1 回につき)	5,050 円 6,050 円
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) 同一建物	○同一日に 2 人 週 3 日目まで	5,050 円
	週 4 日目以降	6,050 円
	○同一日に 3 人以上 週 3 日目まで	2,530 円
	週 4 日目以降	3,030 円
訪問看護基本療養費 (Ⅲ) 入院外泊	入院中 1 回を限度 別に厚生労働大臣が定める疾病等である場合は、入院中 2 回	8,500 円
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日目まで 30 分以上の場合	5,050 円
	週 3 日目まで 30 分未満の場合	3,870 円
	週 4 日目以降 30 分以上の場合	6,050 円
	週 4 日目以降 30 分未満の場合	4,720 円
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ) 同一建物	○同一日に 2 人 週 3 日目まで 30 分以上の場合	5,050 円
	週 3 日目まで 30 分未満の場合	3,870 円
	週 4 日目以降 30 分以上の場合	6,050 円
	週 4 日目以降 30 分未満の場合	4,720 円
	○同一日に 3 人以上 週 3 日目まで 30 分以上の場合	2,530 円
	週 3 日目まで 30 分未満の場合	1,940 円
	週 4 日目以降 30 分以上の場合	3,030 円
	週 4 日目以降 30 分未満の場合	2,360 円
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ) 入院外泊	入院中 1 回を限度 別に厚生労働大臣が定める疾病等である場合は、入院中 2 回	8,500 円
訪問看護管理療養費	○月の初日 機能強化型訪問看護管理療養費 1～3 以外	7,670 円

	○2 日目以降 訪問看護管理療養費 1 3,000 円 ※別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 訪問看護管理療養費 2 2,500 円 ※別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合
--	---

基本料金(作業療法士)

訪問看護基本療養費 (I)	1 日 1 回につき 5,550 円
訪問看護基本療養費 (II) 同一建物	同一日に 2 人 5,550 円 同一日に 3 人以上 2,780 円
訪問看護基本療養費 (III)	入院中 1 回を限度 8,500 円 別に厚生労働大臣が定める疾病等である場合は、入院中 2 回
精神科訪問看護基本療養費 (I)	週 3 日目まで 30 分以上の場合 5,550 円 週 3 日目まで 30 分未満の場合 4,250 円 週 4 日目以降 30 分以上の場合 6,550 円 週 4 日目以降 30 分未満の場合 5,100 円
精神科訪問看護基本療養費 (III) 同一建物	○同一日に 2 人 週 3 日目まで 30 分以上の場合 5,550 円 週 3 日目まで 30 分未満の場合 4,250 円 週 4 日目以降 30 分以上の場合 6,550 円 週 4 日目以降 30 分未満の場合 5,100 円 ○同一日に 3 人以上 週 3 日目まで 30 分以上の場合 2,780 円 週 3 日目まで 30 分未満の場合 2,130 円 週 4 日目以降 30 分以上の場合 3,280 円 週 4 日目以降 30 分未満の場合 2,550 円
精神科訪問看護基本療養費 (IV) 入院外泊	入院中 1 回を限度 8,500 円 別に厚生労働大臣が定める疾病等である場合は、入院中 2 回
訪問看護管理療養費	○月の初日 機能強化型訪問看護管理療養費 1~3 以外 7,670 円 ○2 日目以降 訪問看護管理療養費 1 3,000 円 ※別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 訪問看護管理療養費 2 2,500 円 ※別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合

加算料金

サービスの内容により以下の料金が加算されます

		6,520 円
24 時間対応体制加算	24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800 円
訪問看護情報提供療養費	月 1 回を限度	1,500 円
夜間・早朝訪問看護加算	(18:00～22:00・6:00～8:00)	2,100 円
深夜訪問看護加算	(22:00～6:00)	4,200 円
特別管理加算		2,500 円
	重症度が高い	5,000 円
特別管理指導加算		2,000 円
※退院時共同指導加算に規定する者が、別に厚生労働大臣が定める状態等にある場合		
難病等複数回訪問加算、 精神科複数回訪問加算	○1 日に 2 回の場合	
	同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円
	同一建物内 3 人以上	4,000 円
	○1 日に 3 回以上の場合	
	同一建物内 1 人又は 2 人	8,000 円
	同一建物内 3 人以上	7,200 円
緊急訪問看護加算、 精神科緊急訪問看護加算	月 14 日目まで (1 日につき)	2,650 円
	月 15 日目以降 (1 日につき)	2,000 円
※利用者等の求めに応じて、主治医の指示に基づき、緊急に訪問看護を実施した場合		
長時間訪問看護加算	週 1 回限度	5,200 円
	別に厚生労働大臣が定める者である場合は週 3 回	
※別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に 1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合		
乳幼児加算 (6 歳未満の乳幼児)	1 日につき	1,300 円
	別に厚生労働大臣が定める者である場合	1,800 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月 2 回を限度	2,000 円
退院時共同指導加算		8,000 円
退院支援指導加算		6,000 円
	長時間	8,400 円
在宅患者連携指導加算	月 1 回を限度	3,000 円
ターミナルケア療養費	1	25,000 円
	2	10,000 円
複数名訪問看護加算	看護職員と他の看護師等 (准看護師を除く) の場合	
	同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円
	同一建物内 3 人以上	4,000 円

	看護職員と准看護師の場合 同一建物内 1 人又は 2 人 3,800 円 同一建物内 3 人以上 3,400 円	
	看護職員とその他職員の場合 同一建物内 1 人又は 2 人 3,000 円 同一建物内 3 人以上 2,700 円	
複数名精神科訪問看護加算	保健師又は看護師と他の保健師又は看護師又は作業療法士の場合 ○ 1 日 1 回の場合 同一建物内 1 人又は 2 人 4,500 円 同一建物内 3 人以上 4,000 円 ○ 1 日 2 回の場合 同一建物内 1 人又は 2 人 9,000 円 同一建物内 3 人以上 8,100 円 ○ 1 日 3 回以上の場合 同一建物内 1 人又は 2 人 14,500 円 同一建物内 3 人以上 13,000 円	
	保健師又は看護師と准看護師の場合 ○ 1 日 1 回の場合 同一建物内 1 人又は 2 人 3,800 円 同一建物内 3 人以上 3,400 円 ○ 1 日 2 回の場合 同一建物内 1 人又は 2 人 7,600 円 同一建物内 3 人以上 6,800 円 ○ 1 日 3 回以上の場合 同一建物内 1 人又は 2 人 12,400 円 同一建物内 3 人以上 11,200 円	
	月 1 回 2,500 円	
	※緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は指定研修機関において行われる研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	
	訪問看護医療 DX 情報活用 加算	月 1 回 50 円
	※別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定する	

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	月 1 回	780 円
<p>※別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）として、月 1 回に限り算定する</p>		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	月 1 回	10 円～500 円
<p>別に厚生労働大臣が定める基準に係る区分に従い算定</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定している利用者 1 人につき、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）として、当該基準に係る区分に従い、月 1 回に限り、それぞれ所定額を算定する</p>		